

NPO 法人 フォレストアカデミージャパンが発注する業務委託にかかる  
総合評価入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、NPO法人フォレストアカデミージャパンが発注する各種業務の落札者を総合評価入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札であって、落札者決定の基準を数式等により明確にする等して行う一般競争入札（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき入札参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）をいう。以下同じ。）により決定する場合について、当該入札に係る調達公告（以下「調達公告」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で使用する用語の例を準用する。

(入札参加条件)

第3条 総合評価入札により各種の業務委託において受託者を決定しようとするときは、別途、入札参加条件を設けることができるものとする。

(落札者の決定)

第4条 総合評価入札に係る業務（以下「入札業務」という。）の予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、その者の提示した入札書に基づき、第1号に掲げる項目を第2号に定める方法で採点評価し、評価点数が最高の者を落札者とする。なお、この評価に当たり技術審査会を設けることができる。

(1) 評価項目

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| ア 入札価格点数 | 入札書に記載された入札価格             |
| イ 技術点数   | それぞれの業務委託における技術提案書作成要領による |

(2) 評価方法

ア 入札価格点数

入札価格点数は、50点を上限として、入札予定価格からその入札参加者が提示した入札金額との差を入札予定金額で除した値に入札価格にかかる持ち点数50点を乗じた数（小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

イ 技術点数

技術点数は、技術審査会等において定める項目について、その採点基準により採点を行った数（小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

ウ 評価点数は、ア及びイの算定結果を次の算式により算定した数（小数点以下2位未満の端数は、切り捨てる。）とする。

入札価格点数 + 技術点数

（技術審査会）

第5条 技術審査会は、発注する委託業務ごとに設置することができるものとする。

- 2 審査会の委員は、5名以上の者で構成する。
- 3 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。

（技術審査会の業務）

第6条 技術点数にかかる、項目及びその配点等について決定すること。

- 2 提出された提案書等に基づき、前項の審査点を決定すること。

（調達公告等）

第7条 第4条の規定により入札参加条件を決定したときは、入札参加条件その他対象業務の公募に関し必要な事項について、事務所窓口において調達公告を掲示するとともに、当該調達公告の内容をインターネットのホームページに掲示するものとする。

（応募書類等の提出）

第8条 総合評価入札に参加しようとする者は、調達公告で定める応募書類のほか、技術評価点に関する調書（様式第1号）を調達公告で定める期日までに提出するものとする。

（入札、開札及び落札）

第9条 総合評価入札は、郵便による紙方式入札の方法で行う。

- 2 入札を執行する職員（以下「入札執行者」という。）は、総合評価入札において入札書を開札したときは、直ちにそれらの内容及び評価並びに落札予定者を記載した一覧表（様式第2号）を作成するものとする。

（入札結果の公表）

第10条 総合評価入札の結果は、前条第2項に規定する一覧表を入札情報HPに掲載することにより公表する。

（入札結果に係る疑義の申出）

第11条 総合評価入札の参加者は、入札結果に疑義があるときは、前条の規定に基づき入札情報が公表された日の午後4時まで、書面により当該入札結果に対する説明を求める旨の申出をする。

- 2 前項の申出があったときは、当該申出の日から起算して2日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

（配置技術者の事後変更）

第12 条 総合評価入札において、落札の決定を受けて業務を受託した者が、その後やむを得ない事由により配置技術者を変更する場合の取り扱いについては、発注者に対しその申請を行わなければならない。

2 発注者が配置技術者の変更を承諾する場合は、変更となる配置技術者が、受託者が入札時に提示した配置技術者と同等程度の資格・実績を有する者である場合とする。

#### 附 則

この要領は、平成224年7月20日から施行する。

NPO法人フォレストアカデミージャパン

理事長 矢田 治美